

(様式第1号)

(条例第11条、条例第12条関係)

特定事業着手(変更)届出書

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

富士見町環境保全条例第11条・第12条の規定により、次のとおり届出ますので確認して下さい。

事業所の名称	
事業所等の所在地 (地目及び面積)	地目 面積 m ²
事業の種類及び区分	種類 区分
工事の着手年月日	年 月 日
工事の完了予定年月日	年 月 日
特定事業の開始年月日 (予 定)	年 月 日
工事担当者の職氏名 及び電話番号	
確認年月日	年 月 日
適 用	

添付書類(1)案内図・配置図

(2)必要に応じカタログ・仕様書等

(3)区及び周辺地主の同意書

(4)写真

(様式第2号)

(条例第13条、条例第32条関係)

勧 告 書

富 第 号
年 月 日

殿

富士見町長

印

富士見町環境保全条例第13条第1項又は第32条の規定に基づき次の改善措置をとるよう勧告します。

氏名又は事業所の名称	
住所又は事業所所在地	
特 定 事 業 名	
勧告の内容	改 善 事 項
措 置 完 了 期 限	年 月 日まで

(様式第3号)

(条例第13条、条例第40条関係)

命 令 書

富 第 号
年 月 日

殿

富士見町長

印

富士見町環境保全条例第13条第2項又は第40条の規定に基づき次の措置を講ずることを命令する。

事業所等の名称		
事業所等の所在地		
特定施設の名称		
勸告の内容	措置事項	
措置完了期限		年 月 日まで

(様式第4号)

(条例第13条関係)

措置完了届出書

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付 富第 号にて改善勧告のあった事項について次のとおり措置したので届出ます。

事業所等の名称			
事業所等の所在地			
特定施設名			
改善措置の内容			
確認検査	年 月 日	年 月 日	確認検査者
摘要			

(様式第5号)

(条例第14条関係)

(廃止、中止、終了)届出書

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

富士見町環境保全条例第14条の規定により、次のとおり届出ます。

事業所等の名称	
事業所等の所在地	
事業又は施設の種類	
確認(届出)年月日	年 月 日
(廃止、中止、終了)年月日	年 月 日
(廃止、中止、終了)理由	
摘 要	

(様式第6号)

(条例第17条関係)

井戸 掘さく
変更 許可申請書 (協議書)

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

富士見町環境保全条例(第16条第1項、第2項、第3項、第20条第1項、第2項)の規定により、次のとおり申請(協議)します。

地下水の用途	
井戸の設置場所	
掘さくの方法	
井戸の口径	
井戸の深さ	
ストレーナーの位置	(1)上限 m 下限 m
	(2)上限 m 下限 m
揚水量	m ³ /日
ポンプの種類	吐出口径 mm
	断面積 cm ²
ポンプの能力	
工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日
工事施行業者及び責任者	
住所氏名	

- 備考 1. 井戸の位置を $\frac{1}{2500}$ の地図に記入添付すること。
2. 井戸の深さ、ストレーナーの位置は地表からの深さを記入すること。
3. 他の水をもって代えることが困難な理由書を添付すること。
4. 既に許可を受けている井戸を変更しようとするときは、許可番号と変更しようとする箇所を記入すること。
5. 電気探査の結果書の添付すること。
6. 水の利用計画書を添付すること。
7. 写真を添付すること。

富士見町指令 第 号

年 月 日付で申請のあった井戸の掘さく
変 更 を富士見町
環境保全条例第 条第 項の規定により下記条件を付して [許 可]
承 認
します。

年 月 日

富士見町長

印

記

1. 当該井戸を掘さく（変更）したことによって附近の水が枯渇した場合は、
原状回復又はこれに代えるべき措置をとること。
2. 当該井戸を掘さく（変更）したことによって附近に地盤沈下を起こした場
合は、原状回復をすること。

浅井戸設置（変更）届出書

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

富士見町環境保全条例(第19条第1項、第20条第1項)の規定により、次のとおり届出ます。

地下水の用途				
井戸の設置場所				
掘さくの方法				
井戸の口径				
井戸の深さ				
ストレーナーの位置	(1)上限	m	下限	m
	(2)上限	m	下限	m
揚水量	m ³ / 日			
ポンプの種類			吐出口径	mm
			断面積	cm ²
ポンプの能力				
工事着手予定年月日	年	月	日	
工事完了予定年月日	年	月	日	
工事施行業者及び責任者				

- 備考 1. 井戸の深さ、ストレーナーの位置は地表からの深さを記入する。
2. 既に許可を受けている井戸を変更しようとするときは、許可番号と変更しようとする箇所を記入すること。
3. 添付書類
- 位置図（1/2500の地図）
 - 公図
 - 写真
 - 他の水をもって代えることが困難であることの理由書
 - 井戸構造図
 - その他必要と認める書類
 - 土地登記簿謄本

(様式第7号)

(条例第19条の2関係)

井戸完成届出書

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

富士見町環境保全条例第19条の2の規定により、次のとおり届出ます。

許可年月日及び番号		
井戸の設置場所		
井戸の口径		
井戸の深さ		
ストレーナーの位置	(1)上限	m 下限 m
	(2)上限	m 下限 m
揚水量	m ³ /日	
揚水時間	時間 分	
ポンプの種類	吐出口径	mm
	断面積	cm ²
自然水位	m (年 月 日測定)	
ポンプの能力	KW m ³ /H	
動水位(揚水位)	m (年 月 日測定)	
掘さく担当者名及び住所		
使用開始年月日	年 月 日	

- 備考 1. 井戸の位置を $\frac{1}{5000}$ の地図に記入添付すること。
2. 井戸の深さ、ストレーナーの位置は地表からの深さを記入すること。
3. 電気探査によるP～a曲線図又は柱状図を添付すること。
4. 他の水をもって代えることが困難な理由書を添付すること。
5. 既に許可を受けている井戸を変更しようとするときは、許可番号と変更しようとする箇所を記入すること。
6. 写真を添付すること。

(様式第8号)

(条例第21条関係)

井戸の廃止届

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所
氏 名
電 話 ()

富士見町環境保全条例第21条の規定により、次のとおり届出ます。

許可年月日及び番号	
井戸の設置場所	
井戸の深さ	m
廃止の理由	
廃止後の処理方法	

(様式第9号)

(条例第24条関係)

年 月 日

富士見町長

殿

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()
(法人にあつては、その住所代表者氏名)

宅 地 開 発
保 健 休 養 地 内 開 発
工 場 開 発
観 光 開 発
そ の 他 の 開 発
事業(変更)許可申請書

富士見町環境保全条例第23条第1項(第28条第1項・第2項)の規定により次のとおり許可を申請します。

開 発 の 目 的	
開 発 の 位 置	
開 発 の 面 積	
工 事 の 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
添 付 書 類	別表「開発事業の許可・変更・事前協議申請添付図書一覧表」による。
備 考	1. 工事の予定期間欄は造成工事毎に期間を記入すること。 2. 変更の場合は添付書類にその旨を記載すること。

(様式第9-2号)

(条例第23条、条例第28条関係)

年 月 日

富士見町長

殿

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

(法人にあっては、その住所代表者氏名)

宅 地 開 発
保 健 休 養 地 内 開 発
工 場 開 発
観 光 開 発
そ の 他 の 開 発

事業(変更)協議書

富士見町環境保全条例第23条第1項・第2項(第28条第1項)の規定により次のとおり協議します。

開 発 の 目 的	
開 発 の 位 置	
開 発 の 面 積	
工事の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
開 発 地	土地の所有者
	売買又は賃貸の別
添 付 書 類	別表「開発事業の許可・変更・事前協議申請添付図書一覧表」による。
備 考	変更の場合は、添付書類にその旨を記載すること。

(様式第9号一3)

(条例第23号、第26条、第28条関係)

富士見町指令 第 号

年 月 日付で届出承認のあった工場の開発事業
宅地開発
保健休養地内開発
観光開発
その他の開発

事前協議

協議(変更)を富士見町環境保全条例第23条第1項、第2項・第26条
許可申請

(第28条第1項、第2項)の規定により下記条件を付して許可承認します。

年 月 日

富士見町長

印

記

条件

(様式第 10 号)

(条例第 26 条関係)

年 月 日

宅 地 開 発
保 健 休 養 地 内 開 発
工 場 開 発
観 光 開 発
そ の 他 の 開 発

事業事前協議申出書

富士見町長

殿

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

富士見町環境保全条例第 26 条の規定により、下記の土地の開発について協議を申し出ます。

土 地 の 所 有 地		
地 目 及 び 面 積	地 目	面 積
		m ²
土 地 の 利 用 目 的		
事 業 者 の 主 な 工 事 施 行 経 歴 及 び 状 況		
そ の 他 の 参 考 事 項		
添 付 書 類	別表「開発事業の許可・変更・事前協議申請添付図書一覧表」による。	

(様式第11号)

(条例第27条関係)

工事着手（完了）届出書

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

富士見町環境保全条例第27条第1項第1号の規定により、工事の着手（完了）について次のとおり届出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
工 事 区 域 の 地 番 ・ 面 積	
工 事 着 手 （ 完 了 ） 年 月 日	年 月 日
着 手 （ 完 了 ） 時 期 の 変 更 の 場 合 そ の 理 由	
工 事 施 工 者 住 所 氏 名 連 絡 先	
現 場 管 理 者 住 所 氏 名 連 絡 先	

(様式第12号)

(条例第27条関係)

工事廃止届出書

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

富士見町環境保全条例第27条第1項第2号の規定により、工事の廃止について次のとおり届出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事廃止予定年月日	年 月 日
工事廃止にかかると土地の所在地	
工事廃止にかかると地域の面積	m ²
廃止の理由	
廃止時の土地の状況 廃止に伴う今後の措置	

(様式第13号)

(条例第30条関係)

雑排水簡易浄化施設設置届

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

富士見町環境保全条例第30条の規定により、次のとおり浄化槽を設置したいので届出ます。

記

1. 建築場所の設置場所 _____

2. 建築物の主たる用途 _____

3. 排水の放流先 _____

4. 浄化槽の形式 _____ 別紙カタログ(仕様書)のとおり

5. 設置完了予定年月日 _____ 年 月 日

6. 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 配置図(浄化槽の位置及び配管経路を明記)
- (3) 平面図
- (4) カタログ・仕様書等
- (5) 区及び周辺地主の同意書

雑排水簡易浄化施設設置完了届

年 月 日

富士見町長

殿

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

富士見町環境保全条例第30条の規定により、次のとおり浄化槽の設置を完了したので届出ます。

記

1. 建築場所の建築場所 _____
2. 建築物の主たる用途 _____
3. 排水の放流先 _____
4. 浄化槽の形式 _____ 別紙カタログ(仕様書)のとおり
5. 設置完了年月日 _____ 年 月 日
6. 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 配置図(浄化槽の位置及び配管経路を明記)
- (3) 平面図
- (4) カタログ・仕様書等

確認年月日	年 月 日 印	記事	
-------	---------	----	--

協 定 書

甲の 建設に関し、地域住民の安全で良好な生活環境を確保する為、富士見町環境保全条例第 36 条第 1 項に関する協定を締結し、下記事項の完全履行を確保するものとする。

年 月 日

甲

Ⓜ

乙 長野県諏訪郡富士見町落合 10,777 番地

富士見町長

Ⓜ

1. 町が実施する環境保全に関する施策に積極的に協力すること。
2. 地域の環境保全に十分留意し、そのための施設等の設置を積極的におこなう。
3. 富士見町環境保全条例または、その他法令で定める規制、基準を遵守し、事故あるときは、直ちに処置すること。

(様式第 15 号)

(条例第 36 条関係)

地 域 振 興 協 力 に 関 す る 協 定 書

環境保全条例第 36 条第 2 項にもとづき富士見町（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、甲または乙が計画する地域振興にかかわる事業の実施を通じて経
済的、文化的、人的交流を深め、もって地域振興の一助とするため、次のとおり協定する。

（相互協力の原則）

第 1 条 甲と乙は、甲または乙の計画する事業の実施にあたり、互いに協力しなければならない。

（事前の連絡協議）

第 2 条 甲および乙は、地域振興にかかわる事業の計画および実施について事前に密接な
連絡をとり、これに伴う諸対策について協議しなければならない。

（協議し協力すべき事項）

第 3 条 甲と乙は、次の事項について、協議し、協力するものとする。

- (1) 地域住民との連けいを密にし、共存共栄の実をあげるための諸事業の実施に
関すること。
- (2) 雇用および物資の需給対策に関すること。
- (3) 交通対策に関すること。
- (4) 保健休養地の管理組織が行う管理業務を除き、環境整備に関すること。
- (5) その他、地域振興に関する事項のうち甲および乙が必要と認めること。

（乙の地域振興協力費負担）

第 4 条 乙は、前条に定める事業の実施にともなう経費の一部として、次に定める地域振興
協力費を負担するものとする。

- (1) 地域振興協力費（以下「協力費」という。）の額は、甲・乙協議して定めるもの
とする。
- (2) 協力費の額の変更については、甲・乙協議して定めるものとする。
- (3) 協力費の請求、納入方法および納期等必要な事項については、甲乙協議し、別
に定めるところによる。

第 5 条 本協定に関し、疑義のあるときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自そ
の 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 長野県諏訪郡富士見町落合 10,777 番地
富士見町長 ⑩

乙

⑩

表

第	号	
		富 士 見 町
写 真		職 名
		氏 名

富士見町環境保全条例に基づく職員の証

富士見町長

⑩

裏

富士見町環境保全条例（抜すい）

第 37 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、施設の状況、処理の方法、その他必要な事項に関し報告を求め、又は関係職員をして当該事業区域に立ち入らせ必要な施設、書類等を調査又は検査させることができる。

2 事項の規定により立ち入り調査を行う者は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。